

平成 26 年度

社会福祉法人洛東園
運営・事業方針および取り組み報告

- 法人理念 1, 個性・自主性を尊重し、明るい温もりのある生活
2, 安全と快適な暮らし
3, 地域に根ざした、開かれた施設

I 社会福祉法人 洛東園 運営・事業方針および取り組み報告

来年4月に介護保険法改正が行われ、介護・医療・すまい・生活支援・介護予防が一体的に提供される地域包括ケアが推し進められる。特別養護老人ホーム入所要件の見直し、認知症ケアの推進、介護予防サービスの地域支援事業移行など、介護保険法施行以後大幅な制度改定が予測されるため、国での審議等の情報を積極的に収集し、次年度に向けて万端な準備を行う。

そして、東山区の地域包括ケアを中心となって行っていくため、雇用の安定を前提として職員の定着を維持し続けられるよう、職位、職種及び法人研修体制を整え、地域包括ケアが本格実施される5年後を見据えて、人材育成に取り組む。

また、研修センターを開設し、これからの社会福祉を担う人材の発掘と育成に貢献するべく、慎重かつ丁寧で安定した運営ができるよう努めていく。

⇒27年4月の大幅な介護保険法改正に向けて、積極的な情報収集を行い、3月には利用者、家族を対象に介護保険改定説明会を開催し、スムーズな制度改正移行に努めた。東山区の地域包括ケアの中心として、法人研修体制の整備、医療的ケア研修、人材定着、人材育成の積極的な取り組みを行った。

○平成26年度採用者・離職者状況

採用者数	正職員	21名	(うち介護福祉士有資格者8名)
			(うち1名 途中で非常勤職員に雇用形態を変更)
	非常勤職員	5名	(うち障害者雇用2名) (うち介護福祉士有資格者0名)
離職者数	正職員	20名	(うち介護福祉士有資格者13名)
	非常勤職員	9名	(うち障害者離職1名) (うち介護福祉士有資格者1名)
離職率	13.4% (4月1日時点常用労働者数217名)		

○研修受講状況 合計 201件 (前年度比48件増)

出張命令書件数	111件	※国際福祉機器展(東京)、リフトリーダー養成研修を含む
出張承諾書件数	6件	出張伺い書件数 84件

1. 【法人全体目標】

- (1) 法令遵守及び業務管理体制の徹底
- (2) サービスの質の担保を図った人材育成
- (3) 東山区における「地域包括ケアシステム」の理解と周知の協力
- (4) 全事業における運営・経営の安定及び成長
- (5) 地域環境・安全対策・防災対策活動の協力
- (6) 養護老人ホーム洛東園に関する検討
- (7) 地域介護予防推進事業の展開

⇒平成 26 年 7 月に五条坂交差点北側に地域介護予防推進センターの活動拠点を新設し、パワーリハビリテーション機器を移設の上、介護予防の普及の場を提供した。また、京都市主催の震災を想定した市民防災訓練に際して、初めて福祉避難所設営及び運営の訓練を行い、課題の把握に努めた。

なお、事業運営において、一部の事業では成長が停滞することがみられたため、年度当初を維持させることを念頭に運営に努めた。平成 27 年 4 月の介護報酬の引き下げを受けて、外部・委託業者等の経費節減、ショートステイの利用者増加の検討、協議を継続して行い、運営・経営の安定及び成長を図っていく必要がある。

2. 【事業計画】

- (1) 職位・職種別を含む職員研修の実施、人材育成
- (2) 時間外労働の縮減
- (3) 定期的な審査の実施（内部機能および外部機能の活用）・・・年 3 回
- (4) 法人機関誌の発行・・・年 4 回
- (5) サービス利用者へのニーズ調査
- (6) 地域環境・安全対策活動の実施及び地域協力
- (7) 会計基準等に基づく適正な財務の執行
- (8) 医療的ケア研修の実施、機会提供

⇒上記にある計画は実施した。時間外労働の縮減については機会を設定し実施した。次年度、「次世代育成支援対策推進法の法律の一般事業主行動計画の策定・届出を継続して行い、①年次有給休暇を 9 日以上取得する ②ノー残業デイの日を増やす。（現在、第 2 火曜日）③時間外労働の縮減に取り組む。

3. 【管理部目標・計画】

- (1) 定期的な事業の実態把握及び運営検証
- (2) 各種会議・委員会の意見集約および活用
- (3) 職員の健康管理の実施
- (4) 隣接する「京都第一赤十字病院改修工事」対策（交通安全対策・地域環境整備）
- (5) 人事考課制度の運用及び人材育成・定着の推進
- (6) ノー残業労働期間の運用

⇒計画通りに実施した。京都第一赤十字病院改修工事が敷地隣接で本格的に行われたため、東福寺及び病院側関係者との連絡調整会議に出席した。敷地境界の網が破損することがあったが、現在大きな事故等はなく、協力を行っている。

4. 【各種会議・委員会】

(1) 会議

・理事会・評議員会	年間 4 回～ 6 回
・管理会議	毎週 1 回（月曜日）
・職員会議	毎月 1 回（第 1 月曜日）
・入所判定会議	洛東園（第 3 金曜日）修道（第 3 木曜日）
・第三者委員会	年間 1 回～ 2 回

・各事業所会議	毎月1回
・各職種会議	3ヶ月につき1回

(2) 委員会

・安全衛生委員会	毎月1回（第4金曜日）
・感染予防対策委員会	毎月1回（第4金曜日）
・褥瘡予防対策委員会	毎月1回（第4金曜日）
・身体拘束廃止委員会	毎月1回（第4木曜日）
・苦情処理委員会	毎月1回（第4火曜日）
・リスクマネジメント委員会	毎月1回（第4木曜日）
・交通安全委員会	毎月1回（第2水曜日）
・セクハラ防止対策委員会	不定期開催
・サービス向上委員会	毎月1回（第1水曜日）
・喀痰吸引等安全委員会	第2金曜日
・喀痰吸引等研修委員会	第2金曜日
・広報委員会	毎月1回（第1月曜日）他随時
・洛東園まつり委員会	毎月1回（第1火曜日）
・防災委員会	毎月1回（第1水曜日）

II 養護老人ホーム取り組み報告

現在入所中の利用者の高齢化、精神疾患症状等の重度化、複雑化が進行しており、養護老人ホームの入所対象者像が大きく変化してきている。数年後の養護老人ホームの将来像を見据え、特定施設入居者生活介護サービスの活用や低コストでの環境改善を図り、利用者が養護老人ホームでの暮らしを快適に継続できるよう取り組む。

1. 環境整備

- (1) 低コストで生活環境改善を実施する
- (2) 福祉用具を活用し、自立支援、介護負担の軽減に繋げる
- (3) 備品、環境を整備し、作業効率を高める

⇒改修、修理においては、消毒機を手動式のものにし、利用者に使いやすいものでランニングコストを軽減することができた。また、早期に修理、修繕を行い、可能な限り低コストでの改修を行い、重度化している利用者へはスライディングボード等の福祉用具を活用し、養護での生活を継続できるよう努めることができた。今年度、委託業者による食事の準備、セットをしてもらうことで、作業効率が向上でき、作業時間を直接支援の時間にあてることができている。

2. 経営安定への努力

- (1) 介護保険制度改定等、情勢の把握に努める
- (2) コスト意識を持ち収益向上を目指す

- (3) 福祉事務所の担当ケースワーカーと京都市長寿福祉課担当者へ入所者の状況報告、相談を密に行い、年間を通じて利用者定数の確保を目指す。また、他職種と連携を図り、入院者数を減らす。
- (4) 処遇計画書や定期的なアセスメントに基づき、外部サービス利用へのスムーズな移行を働きかけ、当該サービス利用者数の確保及び管理を行う。

⇒今年度は4月に長寿福祉課、各行政区の担当ケースワーカーが多数異動となったが、報告、連絡、相談を密に行うことで、関係性の再構築を図り、年間を通じて1日付け90名の定数を確保することができた。特定利用者についても処遇計画書や定期的なアセスメントに基づき、外部サービス利用へスムーズに移行でき、年間21名を確保することができた。法人内の委員会、部会を通じて、介護保険制度改定等の情勢把握、各施設の入所状況の把握に努めてきたが、職種に関わらず、把握できるよう工夫が必要な状況となっている。

3. 家族への働きかけ

- (1) 園だより・誕生会だより・行事案内を送り、利用者の生活状況や高齢者に関する制度改正等を伝えることで家族と共に利用者を支える。
- (2) 入所者の生活の様子や状態変化の報告を密に行い、家族との関係構築を図る。

⇒利用者家族及び後見人等へ、利用者の状態や状況の変化を迅速に報告、相談し、信頼関係を築き、家族からの協力を得ることができた。利用者との関係性等で関わりが困難なケースも増加しているが、園だより、誕生会だより、面会の機会を通して、定期的に利用者の生活状況を伝えることができるよう努めていきたい。

4. 人材確保・育成と質の高いサービスの実現

- (1) 各マニュアルを活用し、根拠に則した質の高いサービスを実現する。
- (2) リーダー会議を継続し、業務改善及び職員育成に繋げ、働きやすい職場環境を作り、離職率の低下に繋げる。
- (3) 現在のチーム力が維持、継続できるように、担当棟や養護内委員会毎に目標・目的を掲げ、実践する。
- (4) 交換研修等の参加など、他施設の職員との交流を図り、情報交換及び共有を行い、安定したサービスが提供出来るよう努める。
- (5) 一人一人の能力に合わせた研修への参加や内部研修を実施し、職員のスキルアップに取り組む、また資格取得をめざす。

⇒各マニュアルについて、適宜、見直しを行い、新職員への指導については、マニュアルを活用することで、職員全体でのケアの統一、質の確保をできるよう努めることができた。しかし、1月にノロウイルスの集団感染があり、ノロウイルス感染の疑いでの対策方法、利用者への啓発、周知の仕方については課題が残った。改善策やマニュアルの再検討を行い、感染防止できるよう取り組んでいく。また、前年度に引き続きリーダー会議を開催し、業務改善、職場の環境づくりに取り組んだが、十分に活用できていない状況もある。各職員が協調、協力しているが、担当ごとのチーム力の向上や部署のチーム力の向上に関してはまだまだ課題があり、次年度もチーム力の強化を目指し、取り組んでいきたい。研修参加に関しては、養護研修を外部研修における伝達研修とすることで、外部研修の参加のきっかけにもな

り、伝達研修以外の研修にも自主的に受講する職員が増えた。交換研修にも積極的に参加し、他施設との情報交換、共有を行い、業務改善のヒントを得ることができた。

26年度 介護福祉士 合格者 1名

5. 研修計画（1回／月）

研 修 計 画			
月	内容	月	内容
4月	養護老人ホーム・特定サービスについて	10月	体の機能・リハビリについて
5月	緊急時対応	11月	記録について
6月	認知症・高齢者介護及び権利擁護	12月	精神疾患
7月	介護技術	1月	口腔ケア
8月	食事介助	2月	排泄介助
9月	感染症対策	3月	リスクマネジメント

Ⅲ 特別養護老人ホーム洛東園 取り組み報告

本人、家族、医師、看護職員、栄養士、介護職員間での報告・連絡・相談を密にとり連携を深め、利用者の心身の状況を把握・共有し、「その人らしさ」「できる力」「その人の思いや願い」に沿ったケアプランの充実を図り日常生活機能動作の維持・楽しみのある生活の支援を行う。

暮らしの継続性を支える専門職として、職員の教育・成長・定着を目指し、内部・外部の研修参加を促進し伝達研修、事例検討、ケアカンファレンスを多く取り入れ「伝える」「考える」「気づく」の観点から職員育成を行う。居室、物品庫の整理整頓、清潔、健康管理に対する意識を高め、感染症予防対策と共に、快適な住環境を整える。

地域包括ケアを推進していく為に医療の知識を高め、医療と介護の連携を図り、介護職員による医療的ケアを円滑に行い、介護度が重度化する利用者の安心できる生活を継続できるよう支援する。

1. 個別生活への援助およびQOL向上の為の取り組み

- (1) ケアプラン作成にあたり、サービス担当者会議を効果的に開催する。本人・家族・各専門職の視点をより一層プランに反映させ、個別ケアの充実をはかる。
- (2) 記録、ケアカンファレンスを充実させ、職員に観察する力、気づく力、予測する力をつけ利用者の心身状態の変化に即したケアを行う。
- (3) 認知症を抱える人の立場に立って、思いや願いを考えケアに繋げることで、その人らしい暮らしの実現ができるよう支援する。
- (4) ユニット費運用規定に即し、ユニット毎の年間を通じての企画力・管理力の向上に繋げると共に、各ユニット間の連携を図りながらユニットごとの特色を出し、ご利用者の豊かな生活や安定した生活を維持していく。

- (5) 介護技術及び介護機器・福祉用具の使用法の向上を図り、利用者・職員に対し「負担・不安のない介護」「持ち上げない介護」をより充実させる。
- (6) 観察、予測する力をつけ、除圧の徹底や皮膚の清潔、栄養状態を把握し、褥瘡を発生させないようにする。また、他職種と共同し悪化を防ぐ。
- (7) 「看護職員および介護職員の連携による医療的ケア」研修の実施と、理解を深め、手技の習得・熟知の為に継続し点検を行う。

⇒スライディングシートやボード、リフトといった福祉用具の活用方法について勉強会を開催し、シートやボードの導入、利用者・職員共に負担・不安のない介護の実現を図った。一方でリフトの販売延期により年度内の導入は不可となった。

2. 家族への働きかけ

- (1) 定期的なサービス担当者会議の実施により利用者・家族・施設職員、三者の関係作りを基に、利用者及び家族のニーズの把握、サービス提供に努める。
- (2) 日頃からの利用者の様子報告を密にすると共に、家族との交流を目的とした行事や面会時での関わりを持ち共に利用者を支える。また、家族との関わりにおける記録を充実させる。

⇒年2回の家族交流会の開催に加え、その他行事への家族参加を募り、前年度より3割増しの参加人数となり、職員・利用者・家族間の交流が深まった。今年度は家族同士の交流を深めることを目的とした交流会を開催することができ、家族が抱える不安や悩み、サービスに対する希望等これまで以上に知り得る機会となった。

3. 利用定数の確保（長期入所 50名）

- (1) 月1回の入所判定会議の実施、事前面接を随時行い、入所者数の安定を図る。
- (2) 歯科医師・歯科衛生士との連携、日々の栄養状態の把握に努め、食事介助等の介護技術向上の取り組みを行い、誤嚥性肺炎や脱水の予防、骨折等による入院者の減少を目指す。
- (3) 緊急措置入所に対して協力体制を図る。
- (4) 空床利用を積極的に活用する。

⇒口腔ケア委員会を設立するなど、これまで以上に医師や歯科医師、その他職種との連携を図り、利用者の状態変化に対し、いち早く気づき予防策を講じていくことができた。しかし、入所者の高齢化、要介護の重度化に伴い、入院及び退所が相次ぐ結果となった。ショートステイの空床利用を積極的に行い、稼働率は目標とする数値を概ね達成するも、長期入所において大きく収入が減少した。

4. ショートステイ受け入れ

- (1) 居宅サービス計画書に基づくケアプランの作成と実施。
- (2) 緊急時の迅速な対応。
- (3) 家族・関係機関への報告・連絡を充実する。
- (4) サービス担当者会議への参加。
- (5) 定期利用者の確保。

⇒定期利用者の入院や施設入所が増加している状況の中で事業所回り等を行い、新規利用者の獲得につなげることができた。その結果、ショートステイのみならず、長期の空床も含め、安定した稼働率の維持を行うことができた。

5. 実習生の受け入れ・地域活動

- (1) 地域で行われる行事には準備から参加し、利用者だけではなく職員も積極的に関わる事で、地域とのつながりを持つ。
- (2) 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等と連携し、地域での困りごとや問題を把握し、迅速に対応できる体制を整える。
- (3) 近隣の学校等からの体験実習を積極的に受け入れ、社会福祉に関心を持ってもらえるようにする。
- (4) 実習指導者講習受講や養成校の実習連絡協議会への参加、連携を通して、実習生への理解を深め、指導力向上を図る。
- (5) 介護福祉士、社会福祉士等の実習を受け入れ、後継者の育成を行う。

⇒養成校及び介護を専攻する学生が減少する中で、年間を通して前年度より多い19名の介護実習の受け入れを行い、雇用につなげていくことができた。

6. 職員の資質向上

- (1) 現任教育マニュアルの見直しを行い、職員の定着及び現任者の資質向上を図る。
- (2) 報告・連絡・相談を行いやすい職員関係を築き、調和のとれたチームを作る。
- (3) 礼節・マナーの向上を図り、社会人としての自覚を持つ。
- (4) 内部・外部研修や各部会へ積極的に参加し、自己研鑽を図るとともに、部署における伝達研修・事例検討・ケアカンファレンス・フロアミーティングを充実させ、全体のスキルアップを目指す。
- (5) コスト削減の意識を持ち、経営の安定化への意識を高める。
- (6) 定期的な自己評価の実施。

⇒職能団体が主催する研修会や認知症実践者研修など指導内容が体系的に組み込まれた研修への参加を積極的に行い、職員のモチベーションの向上につなげることや知識や技術の習得だけでなく、学びや気づきを伝えることができる職員育成を行うことができた。

7. 特養研修会 年間予定表

	内 容		内 容
4月	特養理解について	10月	入浴と保清について
5月	移動・移乗・体位変換	11月	感染予防・処理対応
6月	認知症ケアについて	12月	褥瘡予防・ケア
7月	リスクマネジメント	1月	看取りについて
8月	食事介助・口腔ケア	2月	伝達研修
9月	排泄介助	3月	事例検討

8. 特養行事予定表

	内 容		内 容
4月	お花見ドライブ	10月	お月見
5月	菖蒲湯	11月	紅葉狩り・外食ツアー
6月	買い物ツアー	12月	家族交流忘年会・ゆず風呂
7月	祇園祭見学、花火大会	1月	元旦祝賀式・初詣
8月	納涼会・施餓鬼法要	2月	節分会
9月	敬老祝賀式・彼岸法要	3月	家族交流会・彼岸法要

IV 特別養護老人ホーム 修道洛東園 取り組み報告

開設3年が経過し、更なる体制づくりを推し進める中、各職員の専門性を重視した育成を目指すと共に、職員の定着に向けての取り組みも並行して行い、人材確保に繋げる。特別養護老人ホームとして、地域包括ケアシステムの一旦を担うことを念頭に置き、自立支援から看取りまで幅広い介護に対応できる事業所としての成長を遂げるため、個別機能訓練の定着と、看取りに向けた取組みを多職種が協働して、具体的に進める。引き続き、法人理念の具現化と法令遵守を徹底し、安定した運営を継続する。

⇒平成26年度、各専門委員会、個別機能訓練、看取りに向けてのプロジェクト等を実施し、専門職としての意識、知識の向上を図り、多職種が協働しながら自立支援介護の向上、質の高い福祉・介護サービスの提供への取り組みを行った。また、今年度も修道洛東園まつりの開催に加えて、福祉避難所としての災害訓練を通して、地域、利用者、家族との連携、交流を深めることができた。人材においては開設4年目を迎えて、多くの職員が介護福祉士国家試験を受験し資格取得に繋がっている。運営については長期利用者の高齢化、重度化に伴い、入院者数が増す中でショートステイの空床利用の受け入れの比重が増してきている中で安定した稼働率を維持することができなかつた。運営の安定化を図るためにも、受け入れ態勢のさらなる強化が強く求められる現状である。

1. それぞれの職種が、専門職としての役割を果たす。

- (1) 各職種が専門職としての職責と職務を認識、理解する。
- (2) 各職種が専門職としての責任を持って、職務を果たす。
- (3) 各職種が専門職として、意見を交わし、協働して利用者の生活を守る。
- (4) 各職種が専門職として、更なる知識を習得するための研修体制を整える。
- (5) 各個人が専門職としての意識を持ち、自己研鑽を図る。

⇒専門性を明確にするため、職種ごとでの取り組み課題を設定し、年間を通しての実践と振り返りを行った。また、職種ごとでの報告の場、多職種カンファレンスを通じて、利用者・家族の意見も合わせて個別ケア・個別機能訓練につなげることができている。

2. 利用者の『あたりまえの生活』とは何なのかを各職種で考え、整えていく。

- (1) 基本ケア（水分、食事、排泄、運動）の実践。
- (2) 補うケアではなく、回復を阻害しているものを把握して、取り除くケアを実践する。
- (3) 可能な限り、口から食事を摂取できるようにする。

- (4) 可能な限り、歩行をあきらめない。
- (5) 可能な限り、トイレでの排泄を継続する。

⇒24時間シートの活用、個別機能訓練の実践、多職種カンファレンスでの意見を集約し、効果的にサービス担当者会議を開催することができ、利用者とその家族の意見も合わせて個別ケアを推進することができた。食事については、軟菜食の導入に向けてモニタリング、試行、厨房業務の見直しを行いながら、平成27年4月からの本格実施に向けての取り組みを行った。

3. 利用者のできる可能性を引き出し、自立支援介護を実践する。

- (1) 個別機能訓練を全入居者に導入し、生活の中にリハビリを取り入れる。
- (2) 本人、家族の思いを汲み取り、生活の目的を持てるように支援する。
- (3) 生活リハビリを取り入れ、ADLやIADLが回復することで、生活の質の向上に繋げる。

⇒多職種の共同の元、個別機能訓練においては定期的な委員会を実施し、長期利用者に対して個別機能訓練加算58名の算定を開始し、個々に合わせた機能訓練や日常生活における生活リハビリの充実を図った。また、ポジショニング・シーティングの見直しを行い、疾病の予防や重症化を防ぐ取り組みを行っている。ショートステイにおいては10月より機能訓練指導員加算を算定し、利用者の生活の質の向上に繋げていけるように取り組んでいる。

4. 馴染みのある生活の場で、看取りを行う体制を整える。

- (1) 看取りの体制を整えるため、プロジェクトチームを立ち上げる。
- (2) 職員への周知と、研修体制を整え、ソフト面を強化していく。
- (3) 看取りについてのマニュアルを整備する。
- (4) 看取り加算算定に向けて、システムを構築する。

⇒看取りに向けたプロジェクトチームを編成し、年間を通して定期的な話し合いを実施した。取り組みとして介護職員の看取りに対する価値観、不安に思うこと等のアンケート調査の実施、グループワーク、看取りについての座学を研修として開催した。看取りについてのマニュアル、各職種ごとの役割についても明確化できるように検討を行った。次年度は看取り介護実践に向けて多職種が参加しての委員会化に移行できるように取り組みを行う。

5. 社会福祉法人として、地域に貢献できる施設を目指す。

- (1) 定期的に入所判定会議を開催し、必要性について適切に検討し優先入所候補者を選定する。
- (2) 短期入所を最大限活用し、在宅生活を送る利用者とその家族を支える。
- (3) 地域の行事に積極的に協力、参加を行う。
- (4) 修道洛東園まつりの開催を行い、入居者、家族、地域の方々に楽しみ場を提供する。

⇒修道洛東園まつりを開催するにあたり、地域の協力を得ることができ、交流を深めることができた。地域の行事(地藏盆、お祭り、修道ふれあい祭り、運動会)へ積極的に参加を行い、利用者の楽しみ場が定着できている。また、8月に福祉避難所として地域住民並びに要支援者の受け入れを想定した京都市総合防災訓練に参加し、地域の中での福祉避難所として役割が果たせるように定期的な自主訓練及び備品、非常食等の整備・準備を行った。

6. 経営の安定化を図り、盤石な運営を目指す。

- (1) 優先入所者枠の常時検討を行い、迅速な受け入れを実現する。
- (2) 誤嚥性肺炎予防、疾病の重症化を防ぎ、入院者減少への取り組みを行う。
(多職種連携強化、肺炎予防接種の推奨、体調変化の早期発見と受診で重症化を防ぐ)
- (3) 法令遵守に努め、介護保険法にのっとり真摯に事業を運営する。
- (4) 職員一人一人が、一つ一つにかかる費用について意識し、考え無駄を省く。

⇒長期利用者の開設当初の状況からの高齢化、重度化に伴い、年間を通して入退院者、退所者（17名）と大幅な変動がある一年であった。長期利用における新規利用者受け入れについては、事前面接を迅速に行うことにより、後手になることなく、新規利用に結びつけることができている。ショートステイにおいては、生活相談員との連携を密にすることで、長期利用者の入院時等の空床利用確保の取り組みを行ったが、全体的な利用定数の確保に繋げることができず、大幅な稼働率の低下となる結果となった。新規利用者の確保から定着、重介護者の受け入れ、緊急時の受け入れ態勢を充実していくことが課題である。

7. 職場の環境整備

- (1) 職員間での風通しのいい関係を築き、働きやすい職場にする。
- (2) ユニット以外の職員との交流が行える場を築く。
- (3) 時間外労働を減らす為に、職員間で業務の分担を行う。
- (4) 人員定着を目指し、希望に沿った休暇確保の実施。
- (5) 腰痛予防の取組みを継続する。

⇒新人研修、園内研修、委員会、配属フロア以外の勤務を通して、配属フロア以外の職員との交流が行えた。人材育成ではOJT委員会にて検討を進め、新人職員の研修プログラムの作成を行い実施したが、担当職員以外への浸透が薄かった点が反省点である。次年度、「きょうと福祉人材育成認証制度」認証に向けて、指導職員の育成及び新人の育成方法の統一を行い、人材育成のシステム作りを目指す。また、今年度、職員の急な体調不良や業務軽減が目立った結果となった。

今後、風通しのよいチーム作りには業務以上の関わり方を模索していく必要がある。併せて今後も継続的なチーム、施設全体の環境改善が必要である状況であり、次年度も研修、委員会、会議を通して職員一人一人の意見が反映できるシステムの作りを実践すると共に、業務改善を進め、一人一人が体調管理の意識を高め、必要な業務軽減は早めに相談を行い、一人の職員に負担が集中しないような勤務体制の検討が急務である。フロア主任を中心としたシフト作成が行える体制作り、フロア間での職員異動、無理のない勤務体制、希望の休暇を確保等、心の余裕を持って業務に集中できるような取り組みを行っていく。

8. 修道 洛東園内研修 年間予定表

	内容
4月	事業計画 倫理規定
5月	看取りケアについて①
6月	感染症について①
7月	ユニットケアについて

8月	身体拘束について、虐待について
9月	接遇について
10月	看取りケアについて②
11月	感染症について②
12月	緊急時、災害時の対応について
1月	リスクマネジメントについて
2月	看取りケアについて③
3月	事業計画ふりかえり

9. 特養行事予定表

	内容
4月	お花見散策
5月	家族交流会（家族参加行事）
6月	地域交流会（来訪行事）
7月	祇園祭り見学 七夕
8月	修道ふれあい祭り（地域行事参加） 地藏盆
9月	敬老祝賀会 修道洛東園まつり（家族参加行事）
10月	洛東園祭り（法人事業・家族参加行事） 修道運動会
11月	紅葉散策
12月	忘年会（家族参加行事） クリスマス会
1月	元旦祝賀式 初詣
2月	節分祭
3月	雛祭り

（その他）

- ・ 個別の希望による買物、個別の外出
- ・ お誕生会（利用者誕生月に実施） 本人希望の食事 プレゼント贈呈
- ・ 物品移動販売
- ・ 避難訓練（月1回）

V 通所介護事業取り組み報告

1. 一般型通所介護事業

デイサービスにおける全体像が変化している中、東山区における高齢者のニーズは多様化している現状にある。今年度、在宅生活の支援・継続を目標に掲げ、今後増加する退院後の在宅復帰に伴う介護負担の軽減と潜在的な認知症を中心とした高齢者人口の増加に伴う介護保険サービス導入における入口機関として、重介護、医療的ニーズの高い利用者の受け入れ、認知症ケアの追求等、洛東園デイサービスのハード、ソフト面の特色を活かしたサービス内容の充実化を図りたい。

東山区における各通所介護事業所・ケアマネジャーとの連携・協力を図ることにより、通所介護サービスの質の向上、洛東園からの発信力を高めていくことを目標とする。

【具体的内容】

1. いきがい・やりがい活動の計画・支援。

- (1) 利用者や職員の趣味・特技を活かした内容を企画し、活動の中心を職員から利用者にシフトチェンジし、利用者が主体の活動に繋げていく。
- (2) 各利用者が自分の役割を感じ、行動ができるように、継続的なレクリエーションを実施してサービスの提供時間の充実を図る。
- (3) 機能訓練・生活機能向上グループ活動という視点で計画を立案する。
- (4) 「デイサービスに来る事でできること」という視点で利用者ニーズに応じた外出・食事会などの屋外活動や、アロママッサージ等のリラクゼーション活動などの企画、実施を行う。

⇒塗り絵が得意な利用者や、手先が器用な利用者に対して得意分野を活かせるように個別でのレクリエーションを実施し、切り絵による大きな飾りの作品の作成に取り組んだ。書道を好まれる利用者にはイベント等の際に習字でイベント名を書いてもらったりと成果が目で見えて満足して頂けるような取り組みができた。次年度は食事会や外出レクリエーションに取り組んで行きたい。

2. 認知症ケアの向上

- (1) 利用者一人ひとりの尊厳を守る。利用者・家族の思いを知り、援助を行う。
- (2) 「できること」を理解し、生活機能動作を引き出せる援助を行う。
- (3) 認知症の病状を理解し、個々に添ったケアを行う。
- (4) 利用者担当制を通して、一人一人の認知症状の理解をより深くし、援助の充実を図る。

⇒デイサービス研修や認知症部会の専門医を招いての研修に参加し認知症の理解を深めた。認知症を持たれている方の事例検討を行い、本人を取り巻く環境への関わりも含めて学ぶことができた。

3. 苦情、事故の迅速な対応

- (1) 苦情受付、事故発生時において迅速な報告、状況説明、対応が行える対応を身に付ける。
- (2) 対応・改善策は、終礼、デイサービス会議において検討し情報の共有を図る。
『何が原因であったか』という気付きに繋いでいける検討を行う。
- (3) 苦情、事故、ひやり・はっと報告書作成時において、具体的に実践可能な改善策を立案し、職員間での周知と対応の統一を行う。

⇒苦情・事故が発生した際に当日に検討を行い、事故の再発防止に取り組んだ。次年度も継続して業務手順の見直しを行い、事故の減少に取り組んでいく。

4. 自立支援援助・介護技術

- (1) 一人ひとりの尊厳を守る。利用者・家族の思いを知り、援助を行う。
- (2) 「利用者のできること」を理解し、生活機能動作の向上を引き出せる援助を行う。
- (3) 介護技術、福祉用具の活用方法を学び、利用者、職員共に安全で安心な援助を行う。

⇒デイサービス研修にて福祉機器の研修を実施し、利用者・職員に対して安全で安楽な介護技術と知識の向上に取り組み、利用者・家族へのアドバイスや提案を行うことができた。

5. 家族支援の充実化

- (1) 家族交流会を計画的に立案・実施を行う。年2回開催（7月と2月）を目標とする。介護者の交流、情報交換、地域交流として位置づけをし、職員も家族の思いを知る機会として望む。
- (2) 可能な限りサービス担当者会議等への出席を行い、情報収集及び家族の思いを知る機会として活用する。

⇒今年度、ほぼ全てのサービス担当者会議へ出席し利用中の様子を報告できている。家族交流会については実施することができなかったが、3月に介護報酬改定説明会と見学会を実施し、多くの家族に参加して頂けた。

6. 実習生の受け入れ、育成体制の充実を図る

- (1) 実習生・職員を、適切に指導できる職員育成に努める。
- (2) 指導・育成時の基本となる指針の整備を行い、職員間で共通意識を持つ。

⇒積極的な実習生の受け入れを行った。今後の介護人材育成のために、実習生に対して適切に指導を行うことのできる職員の育成に努めていく。

7. 職員の資質向上・確保に努める

- (1) 職員として身だしなみ・言葉遣いを身に付ける。
- (2) 文章力を習得する。
いつ/どこで/誰が/何を/何故/どのようにをおさえた記録・報告書を作成する。
具体的に『どのように働きかけて』『どのような応えがあったか』等を記録していく。
- (3) 外部研修参加の機会を確保する。内部研修を担当制にし内容を考案し、担当講師として責任を持って取り組む。
外部研修への積極的な参加を行い、様々な視野をもった職員を育成する。
- (4) 資格の取得への支援
- (5) 業務分担制をとり、自身の仕事に責任を持ち、他者の仕事を理解する。
- (6) 職員が、心身共に健康な状態で就労できるように業務の見直しを行い、職員の定着を図る。
- (7) 働きやすい職場作り
現状・実績に合わせたシフト体系等の業務内容の半期ごとの見直し・確認を行い、課題の改善に向けての協議を行う。

⇒今年度、下半期において、新人職員に対する育成体制の見直しを行い、常に相談が行える体制づくりに取り組んだ。職員にも聞きやすい環境が整い、指導時の伝達系統も明確化できた。

業務時間内に分担業務を実施する時間が確保できず時間外の業務が多くなっており、心身共に健康な状態で就労ができるように更なる業務改善の見直しを図っていく。

8. 利用者の重度化に伴う環境の整備と対応

- (1) 利用者が安楽に過ごせるように、臥床スペース・福祉用具等の活用等の環境整備を行う。
- (2) マットレス・クッションを活用して褥瘡予防への対応を行う。

(3) 褥瘡の予防・発生後の対応、疾患から起こりうる状態等、医療分野の知識を学ぶ機会を確保する。

(4) 介護技術、医療知識習得に向けた職員研修を実施する。

⇒今年度は褥瘡の新たな発生者の報告はない。褥瘡に至る前の発赤等での早期発見に努め、迅速にケアマネジャーへの報告を行うことで早期対応が行えた。研修を実施することで観察ポイントや好発部位を知識として習得できたことで早期発見、褥瘡に対する意識も変わったと思われる。

9. 感染症対策として予防対策の継続、危機管理の意識付けを図る。

(1) 朝礼、終礼時に、感染症予防対策の確認を行う。

(2) 利用者の表情・全身状態の変化を観察し、変化に気付いた場合には、看護職員に報告行う。

(3) 感染症発生時、迅速な感染症対応が行えるように必要物品の準備と確認を行う。

⇒感染症が蔓延する時期には事前に啓発を行い蔓延の防止を図り、利用者の全身状態等の観察を行い、各サービス間で連携をとり迅速な対応が行えた。会議の際に必要な物品の置き場の確認や感染症発生時の対応の見直しを実施した。

10. 経営安定への努力

(1) 介護保険制度改定等、情勢の把握に努め、コスト意識を持ち収益向上を目指す。

(2) 空席利用の受け入れを行う。

(3) 利用者が継続して利用できるように体調の把握に努めて、家族や関係事業所との連携を密にとる。

(4) 利用者が住みなれた地域で、自分の家で継続して生活することができるように家族や関係事業所との連携を密にとる。

(5) 今後の制度改正を踏まえ、デイサービスのあり方（サービス内容、運営の方向性、人材育成等）について洛東園としての協議の場を設定（年3回7月10月1月頃を予定）する。

⇒適宜、制度改正を踏まえて、デイサービスのあり方（サービス内容、運営の方向性、人材育成等）について協議を行い、経営の安定に努めた。常に担当ケアマネジャーと連携をとり利用者が住み慣れた地域で過ごして頂けるような提案や協力体制の構築に努め、他のデイサービスで断られた認知症重度の利用者の受け入れを行った。ショートステイを多く利用している利用者に関しては定期利用を増やすのではなく空席利用での案内を行い利用者数の増加に繋げた。

11. 社会適応訓練生の受け入れの継続

(1) 訓練生への理解、対応の統一行う。

(2) 各関係機関との連携を図り訓練生が目標を達成できるよう援助を行う。

⇒社会適応訓練の受け入れを行っており保健センターの担当者とも協議を行い活動内容、実施回数・時間を増やし訓練生が目標を達成できるように援助を行った。次年度も社会貢献として積極的な訓練の受け入れを行いたい。

1 2. 年間研修計画

月	内 容	月	内 容
4月	介護士倫理	10月	事例検討
5月	事例検討	11月	緊急時対応
6月	介護予防	12月	事例検討
7月	権利擁護・虐待	1月	非常災害時対応
8月	事例検討	2月	事例検討
9月	褥創予防	3月	認知症ケア

* 部署内での研修は毎月2水曜デイサービス会議後開催。

* 外部研修参加者は会議時、報告（伝達研修）を行う。

1 3. 年間行事予定表

月	内 容	月	内 容
4月	花見ドライブ	10月	運動会
5月	端午の節句	11月	文化祭
6月	俳句の会	12月	クリスマス会
7月	納涼会/家族交流会	1月	新年会
8月	盆踊り	2月	節分会/家族交流会
9月	敬老祝賀式	3月	雛祭り

2. 配食サービス事業取り組み報告

高齢者が在宅生活を営む上で、バランスの良い食事を摂る事は健康管理の源であり、地域社会への参加増進に繋がる。住み慣れた地域での生活が地域で支え合って営めるように、地域の一要素として配食サービスを通じ、地域社会への貢献に取り組む。

独居高齢者の増加と共に見守り体制の確保、食（配食）のニーズも一段と高まっており、その一翼を担い、必要性に応じ関係サービスとも連携し対応する。

【取り組み目標】

1. 定期配食の実施 月曜日～土曜日（祝日を含む）

(1) 利用者の必要性に応じて訪問介護との連携を取って実施する

(月曜日～土曜日、祝日含む)

(2) 年末年始特別配食として昼食の実施

⇒配食協力員ボランティア、訪問介護と連携を図りながら配食を配達して食事の確保を行っている。年末年始の特別配食に関しても利用ニーズが高まっており利用希望者も増えている。

2. 配食協力員、関係サービスとの連携・協力体制の充実を図る

⇒配食協力員ボランティアと配達時の利用者の状況等の情報共有を行っており、連携・協力体制は図れている。

3. 緊急性のあるご利用者の受け入れ

- (1) 他のサービスの利用が困難であり食事の確保ができない場合、及び救急対応の可能性があり昼食時における安否確認が必要な場合

⇒救急対応の可能性が高い利用者に関しては、訪問介護の派遣時に配達を行っている。

4. 配食サービスによる事故、苦情に対して迅速に対応し改善を図る

⇒事故・苦情に対しては、情報を得た時点で確認を行い、自宅を訪問して迅速な対応を行っている。同様の事故・苦情が発生しないように改善策を立案、改善を図っている。

5. 京都市社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、その他関係諸機関との連携、調整を行い、情報収集及び情報提供の充実を図る

⇒京都市社会福祉協議会、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、その他関係諸機関と密に連携をとり情報の収集、提供を行っている。

6. 配食マニュアルに基づき配食活動を実施し、安否確認の徹底を図る

- (1) 配食協力員会議を定期的実施し、ご利用者の情報交換の場として連携を図り、ご利用者の状況把握に努める

⇒安否確認についての徹底は実施できており、利用者の情報の把握に努めている。

7. 給食課との連携により、ご利用者の身体状況に応じてよりきめ細やかな食事内容の充実を図る

- (1) 定期的にご利用者へアンケートを行い、食事内容や配食サービスの改善を図る

⇒サービス担当者会議に参加した際に食事についての利用状況の報告、要望等の聞き取りを実施して配食の提供を行っている。また、定期的アンケートを実施し改善に努めている。

食事内容については、利用者の高齢化も進み誤嚥性肺炎のリスクが高くなっており、居宅介護支援事業所、栄養課とも連携をとり食事形態の変更、見直しを行っている。

8. 食中毒への予防と防止

- (1) 食中毒を起こさない適性温度で配食を提供する
- (2) 指定時間内（13：30まで）に喫食して頂くよう努める

⇒食中毒への防止の為に適正温度で配食が提供できるように保冷バックや、クーラーボックスを使用し配達実施している。食中毒の発生しやすい時期に関しては、配達時にアナウンスを実施している。

VI 訪問介護事業取り組み報告

利用者が可能な限り居宅において、利用者の持てる力を活かし、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行う。利用者の抱える背景も様々となってきており、求められるスキルも高まってきている。介護技術だけでなく、観察力、対話力等のスキルを伸ばしていけるように、資質向上に向けて自己研鑽に努めることとする。

⇒利用者が住み慣れた家での生活を継続できるよう、利用者の持てる力を活かし、個別性を考えて支援を行うことができた。様々な利用者に対応できるよう、スキルや介護技術をはじめ、観察力、対話力、コミュニケーション力の向上を目標に内部研修・外部研修などを通してスキルを伸ばしていけるように自己研鑽に努めることができた。

【具体的内容】

1. 職員の定着、資質向上

- (1) 各職員が目標を持って、目標達成に向けた自己研鑽を行い、専門職としての知識、観察力、対話力、介護技術の向上を目指す。
- (2) 研修計画に基づいて毎月の内部研修を実施する。また、外部研修への参加を積極的に行い、伝達研修を実施することで研修での学びを共有し、チーム全体で知識・技術、気づきの力のスキルアップを図る。
- (3) 積極的な資格取得への支援を行う。
- (4) 教育マニュアルの見直しを行う。
- (5) 働きやすい職場環境を構築するため、業務改善を継続して行う。

⇒職員で学びたい研修を考え開催を行った。介護技術ではおむつ交換の研修を実施した。また、業者を招いて在宅酸素の取り扱いの研修など職員の資質向上が図れた。喀痰吸引の研修にも1名参加している。今年度、不十分であった教育マニュアルの見直しと業務改善を次年度も継続して行っていく。

2. 援助における法令の把握と理解、遵守

- (1) 居宅サービス計画に基づき、自立支援に重点を置いた訪問介護計画書を作成し実施する。
- (2) 「本人にできることは何か？」という視点でアセスメントを行い、具体的な援助計画につなげていく。
- (3) モニタリングとアセスメントから、適切な目標設定を行う。
- (4) 利用者の生活の経過が見える記録を作成する。

⇒居宅サービス計画に基づき、自立支援に重点を置いた訪問介護計画書の作成、実施に取り組めた。今年度は活動記録簿の書式を見直し、新たな記録簿を作成し、経過が見える記録の作成にも取り組めた。

3. 東山区を中心とした利用者確保の努力。

⇒日頃からケアマネジャーとの連絡を取る中で派遣の空き状態などを伝えて利用者確保に努めた。

4. 地域との連携

- (1) 住み慣れた自宅で利用者が安心して豊かに暮らす続けることを目標に、利用者、家族、地域や関係機関、医療との連携強化を図る。

⇒サービス担当者会議、退院カンファレンスに積極的に参加し連携の強化に努めた。

5. 認知症ケアの推進。

- (1) 利用者の尊厳を守り、援助のある中で自宅での生活が続けていくことができるように支援を行う。

(2) 本人の人となり、ペースを尊重し、個別性を重視した援助を行う。

⇒部署内で認知症の研修に取り組み、個別性を重視し、認知症の症状に応じた柔軟な援助を行うことができた。

6. 事故、苦情の予防と対応

(1) 自身の行動を振り返り、「何が原因であったのか？」に気付き、改善策を立案する。

(2) 苦情、事故、ヒヤリハットにおける具体的な改善策を、職員間で検討し共有する。

(3) 苦情受付や事故発生において、迅速な報告と状況説明が行える対応力を身につける。

(4) 交通事故防止の為、バイク等の日々の点検、管理の強化、交通ルールの遵守、安全運転の徹底を図る。

(5) 事故予防のための提案を、職員間で積極的に行う。

⇒事故、苦情は具体的な改善策を職員間で考え、その原因についても検討した。年度末には部署内研修で26年度の事故報告書の振り返りを行い、ヘルパー室で起こりやすい事故内容、事故原因を検討することができた。

7. 利用者、職員の健康管理

(1) 利用者の表情、身体状態を観察し、生活の中での状態変化の早期発見に努め、関係機関への迅速な連絡、対応を行う。

(2) インフルエンザやノロウイルス等の感染症対策を徹底し、感染症予防と迅速な対応が行えるように必要物品を備える。

⇒利用者の状態がいつもと違うと感じた時は、些細なことでも、ケアマネジャー、家族に連絡するなどの対応が行えた。職員も日頃から体調管理を行い、感染症対策に必要な物品の見直しを行い感染症対策の強化を行った。

8. 権利擁護、虐待防止に関する支援

(1) 利用者の権利とプライバシーを尊重し、個人情報の保護に努める。

(2) 利用者の人権擁護、自己実現の視点から身体拘束廃止、虐待防止に努める。

(3) 権利侵害・虐待等について地域包括センターと密に連携し、早期発見・早期通報に努める。

⇒日頃から利用者の権利、プライバシーを重視し、個人情報の保護にも努めることができた。

9. 業務改善への取り組み

(1) 業務分担制をとり、自身の仕事に責任を持って取り組む。また、他者の仕事を理解し協力を行う。

⇒部署内会議、研修の担当制を実行できた。手順書や月末報告書等も業務分担を推進することで効率よく行えた。

10. 訪問介護事業研修計画

研 修 予 定 表			
月	内 容	月	内 容
4月	救急・緊急時対応	10月	伝達研修
5月	感染症、食中毒について	11月	事例検討
6月	職業倫理及び法令遵守	12月	介護技術
7月	事例検討	1月	薬・疾病や疾患
8月	接遇とマナー	2月	看取りについて
9月	認知症ケア	3月	苦情・事故について

Ⅶ 給食部取り組み報告

多様化する利用者のニーズに合わせた食事提供を行い、施設生活における「食生活」を支援していく。利用者個人の咀嚼・嚥下状態や身体状況の把握を行い、他業種と協働し、状態に応じて柔軟な対応・的確な食事提供が行えるように努める。

委託会社との調整を行いながら、喫食者に楽しく、安全に、健康維持ができるような充実した食事サービスの実施に向けて取り組んでいく。また、地域高齢者に対する食・栄養に関する情報提供に努める。

国の制度改定や方針に沿った食事・栄養サービスの提供、対応が行えるように各職員がスキルの向上に努め、より高度な食事・栄養サービスの提供の実現を目指す。

1. 食事サービス、栄養管理について

全体

- (1) 利用者の嗜好や身体状況に応じた食事の提供
- (2) 行事食や季節に応じた献立の展開
- (3) 安定した食事の提供（味付け、盛り付け、適温、献立内容）
- (4) 選択メニューの実施継続と内容の充実
- (5) 咀嚼・嚥下機能低下がみられる利用者に対する、嚥下食及び機能維持のための取り組み
- (6) 低栄養状態にある利用者の栄養改善
- (7) 非常食の検討及び災害等の給食提供に関するガイドラインの基づく園内におけるガイドラインの見直し、検討

⇒今年度4/1より給食委託会社に変更となり、養護の運び食配膳についても委託業務となった。当初混乱が予想されたが、早期にスムーズな事業運営を行うことができた。また、給食の内容について検討する給食会議を従来、部署ごとに行っていたが、今年度より部署ごとの評価シートを作成、活用することにより全体会議として実施し、他部署の意見も参考にしながら洛東園としての食事に対する取り組みを開始することができた。現在、献立や味付けについて、安定した食事提供が行うことができつつあるため、来年度は食事形態別に評価を行い、より利用者に合った食事提供が行えるよう取り組みを行っていく。非常食については昨年度から引き続き、従来の長期備蓄型から日常で活用できる安価な食品を用いたローテーション型に移行中であり、今後も検討を行っていく。

養護

- (1) 料理教室の継続および内容の充実
- (2) 介護予防を視野に入れた利用者の栄養状態の保持・向上を促す働きかけ
- (3) 嗜好調査の継続および調査結果の反映

⇒日常の関わりの中での働きかけや、料理教室時に脳トレ、嚥下体操を取り入れながら、今日できていることが明日もできるような働きかけを行っている。

特養

- (1) 療養食加算の継続、加算制度の導入
- (2) 施設ケアプランと連動しながらの入所者の栄養状態およびADLの維持を目的とした栄養ケアマネジメントの実施
- (3) おやつでのレクリエーション展開

⇒栄養ケアマネジメント加算、療養食加算とも継続して算定中である。食べることは毎日のことであり、今後、レクリエーションとしてではなく、日常の生活活動として利用者の役割作りができるような取り組みを行っていききたい。

在宅

- (1) 嗜好調査の継続および調査結果の反映
- (2) 利用者の栄養アセスメントおよび健康管理の実施

⇒統一性のあるケアを行えるように栄養改善会議の参加対象者を見直し、洛東園のサービスを併用して利用される利用者の情報共有を行いながら、日常の生活も含めての栄養状態の把握、家族、ケアマネジャーへの働きかけを行っている。

2. 栄養課および職員資質の向上

- (1) 委託給食会社の管理、調整
- (2) 利用者の声やニーズを委託業者職員と共有し、同じ目標に向かって委託会社とともに取り組めるような体制の構築
- (3) 他職種と連携しながら情報の共有を図り、ケアの一員としての取り組み
- (4) 管理栄養士としての知識の向上（自習や研修の参加、他施設の栄養士との交流・情報交等）
- (5) 実習生の受け入れ
- (6) 施設栄養士業務マニュアルの見直し

⇒ミールラウンドや巡回を行うことにより、利用者ニーズの把握、給食委託会社との密な打ち合わせ、調整を行いながら、安全で楽しい食事提供が行えるように各部署と検討している。地域包括ケアの実現に向けて、洛東園が地域の福祉拠点の役割を担えるように情報収集、研修に参加しながら日常の業務を見直している。

3. 衛生管理について

- (1) 委託業者による衛生（厨房・食品）および感染症予防についての管理
- (2) 業者による害虫駆除・グリストラップ清掃の継続

(3) 感染症等の迅速な対応

⇒例年にないノロウイルス蔓延がみられ、食堂及び厨房内の衛生環境が危惧されたが、迅速かつ適切な食事提供を行うことができた。

VIII 診療所取り組み報告

重度化する施設利用者の生活の質の向上を目指して、また、職員の健康の維持と増進を目指して職務を遂行する。利用者ひとりひとりのニーズに対応出来るよう、尊厳ある介護と看取りが実践出来るよう、多職種と連携してケアのあり方を考えプランを立案し実践していく。

⇒利用者の重度化に焦点を当て、外部への研修へ参加し看護職としての自己研鑽（介護職員等による喀痰吸引等研修への指導看護師養成研修参加や看取り研修）や研修センター設立に向けて協力を行った。職員の健康管理のため感染症研修などを通じて、自己管理の方法等の教育や指導を行った。利用者カンファレンスやサービス担当者会議への参加や、日々の申し送りや情報交換等、他職種との連携を通じてプラン作成への参画を行った。

1. 健康管理

- (1) 利用者の健康状態を把握し、健康保持への援助を行う
- (2) 疾病の予防・異常の早期発見に努め、早期対応を行う
- (3) 定期健康診断、インフルエンザ予防接種、肺炎球菌ワクチン予防接種など健康管理のための対策を実施する
- (4) 自立への支援を行い、意欲の低下や機能低下を防ぐ

⇒骨折等の事故による外傷が、今年度は多く見られた。今後はADL状態の把握や、利用者個々に応じた心身の体調管理を行う必要がある。心疾患などによる持病の悪化は減少したが、癌による死亡者が年々増加傾向にある。病態や施設入所者の疾病特徴に対応した、ケアの導入が必要となる。

2. 職種間の連携

- (1) 介護職員との連携を深め、生活支援及び健康管理を行う
- (2) 管理栄養士との連携により、栄養状態の維持・改善、経口摂取の維持・改善に努める
- (3) 入院・通院など医療的対応の際の各医療機関との連携により、早期対応や日常生活への復帰の支援に努める
- (4) 薬剤師との連携により、作用・副作用などを十分に把握し、医療事故防止に努める

⇒多職種との連携と協働を行うことで、業務内容の充実を図り、利用者の状態把握や看護介入が行いやすい環境を構築できた。今後も、介護現場での一員として利用者の生活を支える看護を提供する。

3. 感染症対策

- (1) 施設内の衛生環境を整え、利用者・職員の健康管理に努める。
- (2) 感染症対策委員会・安全衛生委員会を通じ、情報交換・情報の共有に努めるとともに、感染症の予防に努める。
- (3) 感染症マニュアルに従って迅速・的確な対応がとれるように努めるとともに、感染拡大

及び集団感染の防止に努める。

⇒1月にノロウイルスによる利用者の感染者が35名と感染対策については課題が残る。インフルエンザによる利用者の感染はなく、職員の感染者数も少なかった。感染に対する職員の意識が向上してきており、継続して取り組んでいく必要がある。

4. 看護専門職としての役割の遂行

- (1) 健康管理・服薬管理・医療連携を実施し、基本的看護サービスを実践する
- (2) ケースカンファレンスに参加し、ケアプラン作成のための情報の共有・意見の交換を行う
- (3) 利用者の身体上・生活上の課題を捉え、解決に向けて看護実践できる
- (4) 医療的ケアの研修、勉強会などを実施し、ケアに必要な医療知識の共有に努める
- (5) 他部署との連携協働と相互理解に努め、より良いケアを目指す
- (6) 部署内の連携を深めるとともに、互いにスキルアップできるよう協働する

⇒看護の専門職として内外の研修参加による自己研鑽は各自で積極的に行えている。研修で学んだことを業務に活用し、診療所内での看護業務の見直しや事故対策等に積極的に取り組めた。福祉現場での看護師の役割は、多種多様化しきており柔軟な対応が求められる。自己研鑽を継続し、水準の高い看護を提供し続ける努力が必要である。

5. 尊厳ある看取りの実践

- (1) 人としての尊厳を尊び、安らかな最期を過ごしていただけるよう、身体的・精神的支援に努める
- (2) 家族に対し看取りについての説明を行い理解を得て、スムーズな看取り期への移行ができるよう努める
- (3) 医師も含めた多職種が連携し、利用者・家族の希望を把握するとともに、その希望に沿ったケアプランの立案、実践ができる
- (4) 介護職員との連携を深め、互いに学びあえる看取りを実践する。

⇒看取り期導入の判断の遅れから、利用者や家族の望む最期を過ごせない例もあった。しかし、最期を利用者と家族と一緒に過ごせるよう、多職種で支え合い、多くの利用者が安らかに息を引き取っている。看取りについては課題が多く、今後も利用者や家族に学びながら最期の時間を支えていく必要がある。

6. 医療的ケアの指導

- (1) 指導看護師として、研修事業への参画
- (2) 指導看護師の育成
- (3) 年2回の医療的ケア研修実施
- (4) 医療的ケア実施準備と研修体制のシステム構築

⇒洛東園研修センターが開設となり、介護職員等による喀痰吸引等の研修が8月に開催された。指導看護師として事業に参加し活動を行い、今後の課題や現実問題等が見えてきている。基本研修や実地研修等の見直しや訂正等の課題は残るが、年間2回の開催に向けて来年度も指導を行っていく。

7. 医療機関との連携

- (1) 提携病院との連携と協力体制構築

⇒医療機関との連携だけでなく、在宅の介護支援専門員や訪問看護師との連携を行い、短期利用者のケアを協働で行う等、積極的に取り組んだ。今後は訪問看護事業が始まり、医療機関を含む他事業所との連携や協働がさらに必要となる。

8. 年間行事

利用者 健康診断	4月～1月（養護年2回・特養1回）
職員 健康診断	8月
栄養士検便	毎月（サルモネラ・赤痢・0-157）
インフルエンザ予防接種	10月下旬～12月下旬
肺炎球菌予防接種	入所時（未接種者希望時）
夜勤・宿直職員健康診断	2月～3月
医療的ケア研修	年2回

IX 居宅介護支援事業所取り組み報告

制度改正の議論の中で、居宅介護事業所の事業力とケアマネジャーの質の向上が叫ばれている。在宅利用者の重度化や医療依存度が高くなるなか、住み慣れた地域での生活が継続できるように、研修への参加など積極的に行い、自己研鑽を行なっていく。また、今年度は、初回時は複数面談が行なえるよう取り組み、事業所として対応できる力の向上を図る。

施設・病院への入退所および入退院における情報収集や情報交換などの医療との連携強化、地域と協力しながら独居高齢者への見守り機能の強化、認知症高齢者への権利擁護を責務としていく必要が引き続きあると思われる。よって、下記の具体的方法をもって、法令を遵守し、加算の返還がないように努力していくものとする。

⇒研修への参加に関しては、京都市老人福祉施設協議会の居宅部会や、介護支援専門員会等の研修に多数参加し、研鑽を深めることができている。初回時の複数面談についても、全てのケースで対応はできていないが、意識して取り組むことができ、違う角度からのアプローチや提案を行うことができた。また、それを伝達会議等で事業所内で共有することで、事業所力の向上を図ることができた。

医療との連携強化や独居、認知症高齢者への関わりは今後も積極的に取り組んでいく必要がある。今年度は実地指導があり、書類や日々のケアマネジメントについて見直す機会を持つことができた。来年度は介護保険の改正もあるため、事業所として統一した解釈を行い、利用者に分かりやすく説明ができるよう取り組んでいくことが必要である。

【具体的内容】

1. 運営基準の遵守

- (1) ケアプラン作成時には必ずサービス担当者会議を実施し、その際は、必ず本人・家族が同席できるようにする。また、主治医については、出席が困難な場合は、面談等にて必ず情報収集を行う。
- (2) 毎月のモニタリングを実施し、利用者の顕在的・潜在的ニーズの把握を行い、サービス利用への満足度・目標達成度等を把握し、再アセスメントやケアプランの見直しを検証する。

- (3) 施設ケアマネジャーや病院におけるMSWとの連携をより一層深める。
- (4) 独居高齢者・認知症高齢者におけるアセスメントを更に深める。
- (5) ケアプラン工程表にて、法令遵守について自己確認できる体制を継続する。

⇒実地指導でも、ケアプラン工程表を作成することで、自らケアマネジメントの確認を行なっていることは評価された。年度毎のケース管理、必要書類の整備、整理を確実に行うことができた。

2. ケアマネジメント過程における基本姿勢の構築

- (1) 利用者に対しては、尊厳の保持・自立支援の視点を持つこと。
- (2) 家族も自立支援の対象者として考える視点をもつこと。
- (3) 総合的提供の視点でサービスを考えること。
- (4) チームケア・チームアプローチを実践すること。(初回時の複数面談)
- (5) 資源の開発にも携わること。苦情への対応は迅速に行うこと。
- (6) 支援状況の記録は、詳細を簡潔・明瞭に且つ迅速に行うこと。

⇒初回時の複数面談に関しては全てのケースで行なえていないため、来年度も意識して取り組んでいく必要があるとともに、困難ケースに対しても同行訪問行うなどして、事業所として対応できるように取り組んでいく必要がある。

3. 主な活動

- (1) 地域包括支援センターが行う地域包括支援ネットワークの構築への協力。
- (2) ケアマネジャーの質の向上のための研修計画に基づいた研修への参加。
- (3) 園内における他部署との連携。
- (4) 医師会、域内関係事業所との連携の強化。
- (5) 市老協居宅部会などを通じて、情報共有と連携を強化する。

⇒京都市老人福祉施設協議会居宅部会では、連続した新任職員向けのケアマネジメントの研修を受ける機会を持つことができた。東山の主任ケアマネジャーのネットワーク構築にも参加することができ、今後益々、地域のケアマネジャーと協力しながら、医療や行政、地域との連携を図っていく必要がある。

X 地域包括支援センター取り組み報告

⇒地域包括ケアシステムの中核を担うべく、地域包括支援センターの機能強化が求められている。とりわけ京都市では、単身高齢者の訪問事業も3年間実施し、26年度は消防との同行訪問も行い、関係機関との連携が強くなっている。地域ケア会議では、地域課題の把握を地域関係機関と行ったことで、生活圏域を多角的にとらえることができた。26年度は個別支援・従来型の地域ケア会議に加えて、27年度から実施の生活圏域での地域ケア会議の導入についての準備、検討を行った。また、東山区でも深刻になっている認知症の問題・介護と医療の連携について考えるために、認知症サポートネットワークが発足し、事務局としての役割を果たすことができた。

平成29年度導入の総合支援事業の動向をしっかりと把握し、制度移行が円滑にすすめられるように各機関と連携を図っていく。

参考表記

【基本的機能】

1. 共通的支援基盤の構築
 - (1) 地域に、総合的、重層的なサービスネットワークを構築すること
2. 総合相談支援・権利擁護
 - (1) 高齢者の相談を総合的に受け止めるとともに、訪問して実態を把握し、必要なサービスにつなぐこと
 - (2) 虐待の防止など高齢者の権利擁護に努めること
3. 包括的・継続的ケアマネジメント支援
 - (1) 高齢者に対し包括的かつ継続的なサービスが提供されるよう、地域の多様な社会資源を活用したケアマネジメント体制の構築を支援すること
 - (2) 個別ケースの検討を通じた地域ケア会議の開催により、ケアマネジャー支援を行っていく
4. 介護予防ケアマネジメント
 - (1) 介護予防事業、予防給付が効果的かつ効率的に提供されるよう、適切なマネジメントをおこなうこと

【具体的内容】

1. 地域包括支援ネットワークの構築
 - (1) 行政機関との関係（区役所・保健センター・警察・消防署 等）
 - (2) 医療機関との関係（診療所・医院・総合病院 等）
 - (3) 介護保険サービス事業所との関係（居宅介護支援事業所、訪問系・通所系 サービス事業所 等）
 - (4) 地域のサービス利用者・家族や住民との関係（老人クラブ・自治会 等）
 - (5) 職能団体との関係（地区医師会・歯科医師会・社会福祉士会・介護福祉士会・介護支援専門員協議会 等）
 - (6) 民生委員等との関係（民生委員・老人福祉員 等）
 - (7) その他関係団体との関係（社会福祉協議会・消防団・自主防災会・女性会・シニアクラブ・ひとり暮らし見守りサポーター 等）
 - (8) 上記関係機関が支えようとしている地域住民の世帯状況を把握する
2. 総合相談支援業務
 - (1) 高齢者の実態把握
 - (2) 保健医療福祉サービス等への支援につなぐ
 - (3) 継続的な見守りを行い、孤立死の予防
 - (4) 問題の発生を未然に防ぐ
 - (5) 虐待防止ネットワークの構築
 - (6) 総合相談
3. 権利擁護業務
 - (1) 成年後見制度の活用
 - (2) 老人福祉施設等への措置

- (3) 虐待への対応
 - (4) 困難事例への対応
 - (5) 消費者被害の防止
4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (1) 包括的・継続的な体制の構築
 - (2) 地域における介護支援専門員のネットワークの活用
 - (3) 地域における介護支援専門員への日常的個別指導・相談
 - (4) 支援困難事例等への指導助言
 - (5) 予防給付に関するケアマネジメントおよび介護予防事業に関するケアマネジメントと介護支援専門員が行う介護給付のケアマネジメント相互の連携
5. 介護予防ケアマネジメント業務
- (1) 地域における健康づくりや交流促進のためのサークル活動、老人クラブ活動、ボランティア活動など、地域における介護保険以外の社会資源の活用
 - (2) 要支援・要介護の非該当者から要支援者に至るまでの連続的で一貫したケアマネジメントの実施

XI 地域介護予防推進センター取り組み報告

⇒東山区全域の高齢者が介護予防に取り組めるように、また安定した教室運営ができるように、平成26年7月に東山警察署前に五条坂拠点を開所することができた。この拠点には、本体の特別養護老人ホームにあった筋力トレーニングマシンを設置した。当初、通りすがりの方がトレーニングジムと間違われることもあったが、次第に認知されてきており、東山区役所から近くほぼ東山区の中央に位置するため新規層が獲得できた。五条坂拠点の中では、運動機能向上教室はもちろん、口腔機能向上教室・脳トレーニング教室・栄養講座等のプログラム提供を行っている。地域の集団には入っていきにくい方への個別アプローチや、介護予防の動機づけには非常に有効である。平成26年度の重点項目であった「認知症予防」についても、五条坂拠点でファイブコブ（脳の機能を測る検査）や、脳トレーニング教室等に力を入れていくことができた。

25年度と同様に、介護予防フェアや、健康づくり実践発表会も開催し、非常に多くの東山区民の参加があり、介護予防推進センターの職員が主体的に行うのではなく、サポーターの区民の方々に多くの企画・運営を行ってもらうことができた。

参考表記

【基本的機能】

1. 二次予防対象者事業施策

- (1) 通所型介護予防事業
 - ・「運動器の機能向上」「口腔機能の向上」を目的とした各種のプログラムを事前のアセスメントに基づき提供する。
 - ・「栄養改善」については、今年度も重点的に事業実施ができるように働きかけを行う。食事環境や生活習慣の把握も行い、栄養講座や料理教室を実施していく。

- ・平成27年度より、日本人の食事摂取基準が改訂され、高齢者のBMIの下限があがることで、低栄養の対象者が増加する可能性もある。平成27年度は、食生活の見直しと改善へのアプローチを一般高齢者に対しても行いつつ、二次予防事業対象者が参加しやすい環境を作っていく。

(2) 訪問型介護予防事業

- ・「閉じこもり」「認知症」「うつ」状態の傾向にある対象者に対して、保健師等が居宅を訪問し、生活機能に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を実施する。

2. 一次予防対象者事業施策

(1) 介護予防普及啓発事業

- ・介護予防に関する知識や家庭でも簡易にできる介護予防の取組等の普及・啓発を行う。

(2) 介護予防活動支援事業

- ・介護予防に関するサポーター等の人材養成のための研修や、介護予防に資する地域活動組織を育成・支援する。

(3) 一次予防事業対象の高齢者向け通所型介護予防事業

- ・基本チェックリストの二次予防事業対象者の基準には該当しない高齢者で、介護予防の取組が必要な方に対して、介護予防プログラムを提供する。

【具体的内容】

1. 二次予防事業対象者 介護予防施策

(1) 通所型介護予防事業

- ・地域包括支援センターが作成するプランの内容を把握し、個人の生活環境や、運動への取り組み状況を重視した個別指導を行っていく。
- ・随時開始し、各々体力や状態に応じた運動器の機能向上を行う。
- ・二次予防事業対象者プランについては、24年度改正案に準じて立案する。

(2) 訪問型介護予防事業

- ・地域包括支援センターからのケアプランに基づき、経験ある看護師が訪問する。実施後、改善が図れれば、一次予防事業対象者施策へ移行していく。

2. 一次予防事業対象者 介護予防施策

(1) 介護予防普及啓発事業

- ・東山区11小学校区の地域性をふまえた普及啓発を行っていく。
- ・年度の集大成に、3月に実践発表会を開催し、日頃の運動の達成感を実感することで、介護予防の継続を行っていく。
- ・ふれあい広場・すこやかフェア・介護予防フェアの参加開催にて、介護予防推進センターの広報を行う。

(2) 介護予防活動支援事業

- ・新規サポーターの養成を行うとともに、サポーター活動の推進を行い、地域の一般高齢者を対象に新規の対象者を発掘していく。
- ・介護予防を主体的に推進できる人材であるサポーターを育成しフォローしていく。

(3) 一般高齢者向け通所型介護予防事業

- ・現拠点の教室の定期開催を継続し、希望者には速やかに介護予防へ取り組みをしてもらえる体制や、体験事業の実施を行う。
- ・自主サークルの設立支援を行い、後々のフォローアップも行っていく。

XII 小規模多機能サービス「もみじの家」取り組み報告

もみじの家の理念

今までの暮らしをこれからも その人らしく心豊かに 笑顔が集う もうひとつの我が家

開所から6年が経ち、利用者の重度化、家族を取り巻く状況に変化がある中で、住み慣れた地域での生活を継続することができるように、利用者、家族、関係機関との連携、協力を深めながら、利用者自身の持てる力を引き出すよう支援する。また、地域福祉の拠点としての働きを強めていく。

基本方針

1. 介護サービスの質の向上

利用者の人格を尊重した個別ケアを行う。自立支援、自己決定を尊重し、利用者自身が、最期まで自分の人生を全うした実感を持てるような援助を行なう。

2. 地域福祉の拠点化

地域包括ケアの構築のために、地域包括支援センター、町内会などと連携をとれるように取り組む。

3. 快適で安全な環境作り

感染症や食中毒予防を徹底する。火災発生時や災害発生時に、適切な対応をとることが出来るようにする。事故等発生時は、迅速に対応し、改善策を講じる。

4. 職員の質の向上

職員は、介護福祉の「プロ」としての自覚と誇りを持って業務にあたる。職場の環境整備と、研修によるスキルアップを自己の課題とする。

5. 利用者の確保

重点目標

1. 介護サービスの質の向上

- (1) ケースカンファレンスを充実させ、利用者一人一人のニーズにあったサービスを提供する。
- (2) センター方式を活用して、生活歴、個別ニーズを把握し、ケアプラン、個別援助計画の充実を図る。
- (3) 送迎時や連絡ノートでの家族との連絡を密にするとともに、家族交流会を定期的(年2回)に開催し、家族との協力体制の構築を図る。
- (4) 隔月で運営推進会議を開催し、サービスの内容について意見交換を行なう。
- (5) 外部評価や内部監査により、サービス内容について、検証し、向上させる。

⇒認知症で独居の利用者、高齢者夫婦暮らしの利用者が増え、生活全般を支える柔軟なサービス調整が求められている。利用者の持てる力を活かし、家族、地域、主治医、訪問看護等の関係機関と連携を強

化し、個別性の高いケアの提供に努めた。

2. 地域福祉の拠点化

- (1) 町内会、学区の地域行事へ積極的に参加し、福祉拠点としての催しを開催する。
- (2) 隔月で運営推進会議を開催し、地域との連携ならびに交流をさらに深める。

⇒地域行事への参加、地域住民や各団体等の見学会や説明会等、積極的に行った。運営推進会議では、委員からの意見がしやすい雰囲気作りに努め、委託給食会社変更後の試食会やユニマットコーヒー設置検討の際の試飲、懇親会も実施した。また、地域の医院への通院介助の支援等でお互いの顔が見える関係作りに努めた。

3. 快適で安全な環境作り

- (1) インフルエンザ、ノロウイルスや食中毒等の感染症予防対策を行なう。職員が媒介とならないよう、手洗い、うがいを励行し、体調管理を徹底する。施設内の清掃や、消毒を徹底する。
- (2) 利用者が過ごすフロアで、利用者自身の能力を使って生活できるように、環境整備を行う。季節折々の風情を感じることが出来るようにする。
- (3) 災害発生時に、地域の拠点となるべく、マニュアル等を作成する。
- (4) 事故、ヒヤリハットについては会議で検討して、改善策を速やかに職員へ周知して事故の予防に努める。苦情は迅速な対応を行う。

⇒感染予防には日々努めてきたが、年末年始に連続宿泊者が多く、その中でインフルエンザ発症があり、利用者2名、職員数名が感染してしまった。限られた空間で生活を共にするため、感染予防の強化、感染しても拡大しないような迅速な対応が次年度の課題として残った。避難訓練や緊急時の対応については、会議で繰り返し研修を実施して意識付けを行った。

4. 職員の質の向上

- (1) 社会人として、適切な言葉遣い、マナーを身につける。
- (2) 職員間での「報告・連絡・相談」を徹底し、チームとしての力をつける。
- (3) マニュアルを整備し、運用を徹底する。明らかな手順ミス、確認漏れのないようにする。
- (4) 自主的に各種研修に参加し、資格取得や知識と技術の向上に努める。職員ごとの個別具体的な研修目標を作成し、研修に参加しやすい環境を整える。
- (5) コスト意識を高め、無駄や無理のある残業をしないよう、業務改善を進める。

⇒認知症介護実践者研修や医療的ケア、職員個々に自身の課題とする外部研修に積極的に参加した。学んだことは伝達し、重度の認知症利用者のケアや医療的ケアを必要とする利用者のケアの改善に活かした。

5. 利用者の確保

- (1) 利用者、家族から選ばれるサービスを提供する。
- (2) 介護支援専門員への広報活動や地域、事業所を対象とした見学や説明会を実施して、登録定員25名を確保する。

⇒家族や地域住民、介護支援専門員、医療連携室等からの問い合わせや相談には常に迅速で柔軟な対応に努めた。見学や説明希望があれば速やかに対応した。また、もみじの家での訪問や通院の支援の強化等、独自の取り組みもアピールしてきた。

(年間行事予定)

	もみじの家	地域行事
4月	お花見	
5月	端午の節句・避難訓練	
6月	家族交流会	
7月	七夕・納涼会	貞教夏祭り
8月	夏まつり	地藏盆
9月	敬老祝賀式	
10月	お月見	洛東園祭り・貞教運動会
11月	避難訓練	お火焚き・ふれあい福祉まつり
12月	クリスマス会・ゆず湯	
1月	新年会	互礼会
2月	節分・家族交流会	
3月	ひな祭り	町内会総会

(その他)

- * お誕生日会：利用者誕生日に個別に実施する。本人希望のおやつ提供と花束贈呈
- * 手作りおやつ 利用者とともに作る。季節にちなんだおやつ提供(随時)
- * 昼食食事手作り 利用者と昼食を一緒に作る(随時)
- * お風呂：しょうぶ湯、ゆず湯
- * 個別の希望により買物、ヘアカット等(随時)
- * 運営推進会議(2、4、6、8、10、12月第二木曜日実施)

平成26年度 小規模多機能サービス もみじの家 研修計画	
4月	倫理規定・職員心得・事業計画
5月	災害時の対応について
6月	食中毒予防
7月	認知症ケア
8月	伝達研修
9月	事故の発生予防又はその再発防止に関する研修
10月	個人情報保護に関する研修
11月	緊急時対応について
1月	事例検討
2月	虐待について
3月	事例検討

- * 月1回、小規模会議と同時に行なう。

* 法人本体の園内研修の内容と調整し、研修が必要な項目について全てを網羅することが出来るようにする。

XIII 研修センター取り組み報告

介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律に基づいて改正された社会福祉及び介護福祉士法及び関係省令により、介護職員等の喀痰吸引等を実施するに向けて、その人材養成が国から求められている。所管である京都府との連携により、今般本事業を運営し、介護職員の養成を地域貢献の一端として担っていく。

本年度は、開設年度につき、本事業の運営に当たって定めた規程等に基づいて支障なく、安定した運営ができるよう努め、他法人登録研修機関との連携等を進める。

⇒開設にあたっての準備をすすめ、研修開催を年間2回予定し、実施した。開催に当たり、指導する職員の通常業務との輻輳が影響することもあり、毎月開催する研修委員会で修正を行って改善を図った。また、研修受講が確実に修了できるよう、京都府からの助言と指導を仰ぎ、実地研修の開催に当たって医療法人五木田病院に協力を依頼し、実地研修を開催することができた。なお、研修受講者は2回とも定員を満たさず、受講者のほとんどが法人雇用の職員であるため、研修受講についての意義を他法人登録研修機関との連携のもと、周知を図ることが今後の課題である。平成27年4月1日より法改正が行われ、第2号研修の要件が緩和されるため、柔軟に対応できるよう努めていきたい。

1. 介護職員等喀痰吸引等研修の実施

- (1) 喀痰吸引及び経管栄養すべての特定行為（不特定多数の者対象）の研修受講希望者受入と開催
- (2) 喀痰吸引のうち口腔又は鼻腔において行われる喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養（不特定多数の者対象）の研修開催

⇒いずれも下記の通りに開催した。

前期：平成26年8月20日から平成26年10月25日

受講者数 15名 基本研修修了者数 10名（うち実地研修待機者数 3名）

後期：平成27年3月4日から現在開催中（平成27年5月30日修了予定）

受講者数 13名（なお別途前期再履修者 3名）

2. 京都府及び他法人登録研修機関との連携

- (1) 京都府主催登録研修機関担当者会議の参加
- (2) 他法人登録研修機関との情報交換及び連携
- (3) 京都府からの要請に対する応援

⇒登録研修機関会議が年間3回開催されすべて出席し、京都府ならび他法人登録研修機関と情報交換、要望及び現況確認を行った。また、京都府が主催する喀痰吸引等研修に研修講師として2名を派遣し、研修内容の確認、指導看護師間の連携構築ができた。

3. 喀痰吸引等研修委員会・安全委員会の開催

- (1) 規程に定める委員会定期開催
- (2) 研修実施にあたる情報共有と業務の円滑化推進
- (3) 研修実施時の安全対策事項の共有

⇒毎月第2金曜日に委員会を開催し、研修課程の円滑な進行を確認しつつ、課題を把握して改善を図った。委員会の開催に当たって、事前に指導看護師が中心となって協議する場を設定した結果、年間開催に大きな支障を起こすことなく研修開催を行えた。また、医療法人五木田病院に指導看護師配置の協力を依頼し、公益社団法人京都府看護協会が開催する喀痰吸引等研修指導看護師養成研修に関する情報提供を行い、実地研修の委託機関として提携することができた。

4. 職員養成

- (1) 喀痰吸引等研修指導看護師養成研修及びフォローアップ研修の参加

⇒ 開設前から在籍する看護師に対してフォローアップ研修の受講を勧め、数名参加した。途中で採用した看護師には指導看護師養成研修の受講を命じ、全員研修を修了した。